

平成30年3月23日（金）  
午後1時30分  
本庁2階 第1会議室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

- 議案第7号 寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第8号 平成30年度学校園に対する指示事項について
- 議案第9号 寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第10号 寝屋川市青少年指導員の推薦について

署名人

高須教育長

岩根教育長職務代理者

## 2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月24日～3月23日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
2	25	日	寝屋川ハーフマラソン2018	大会	寝屋川公園 他
	27	火	3月市議会定例会(第1日)	委員会付託(現年度議案)	市議会議場
	28	水	文教常任委員会	付託事件審査(現年度議案)	議会棟5階 第2委員会室
3	1	木	3月市議会定例会(第2日)	市政運営方針(演説)、委員会付託(新年度議案)、委員長報告(現年度議案)	市議会議場
	2	金	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	5	月	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	7	水	3月市議会定例会(第3日)	代表質問	市議会議場
	8	木	3月市議会定例会(第4日)	代表質問	市議会議場
	9	金	中核市移行調査特別委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	10	土	教育長杯軟式野球大会	大会	淀川河川グラウンド
	12	月	文教常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟5階 第2委員会室
	13	火	文教常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟5階 第2委員会室
	16	金	教育委員懇話会		教育長室
			小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
			市指定文化財特別公開(～18日)	木造聖観音坐像の公開	法安寺(下神田町)
	18	日	アルカスピアノコンクールウィナーズコンサート	ピアノコンクール上位入賞者によるコンサート	アルカスホール
	19	月	3月市議会定例会(第5日)	委員長報告(新年度議案)、追加事件即決	市議会議場
	20	火	幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市内各幼稚園
	21	水	市民ウォーキング	ウォーキング	市役所～若園公園～沢良宜駅
22	木	平成29年度第5回社会教育委員会議	1. 平成29年度社会教育部事業報告及び平成30年度事業計画 2. 平成30年度社会教育施策に関する提案書の回答 3. その他	エスポアール2階 集会室	
23	金	教育委員会3月定例会		本庁2階 第1会議室	

3月・4月教育委員会行事計画書

(3月24日～4月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
4	3	火	校園長会	市立学校園への指示事項について	教育研修センター
	5	木	小学校入学式		市内各小学校
	6	金	中学校入学式		市内各中学校
			市民体育大会総合開会式	式典	中央公民館 講堂
	8	日	市民体育大会テニスの部	大会	寝屋川公園
			市民体育大会空手道の部	大会	市民体育館
	9	月	幼稚園入園式		市内各幼稚園
	11	水	教育委員会表彰審査会	会議	議会棟5階 第2委員会室
	12	木	校長役員会	4月校長会案件について協議	教育研修センター
	13	金	大阪府都市教育長協議会総会・4月定例会	会議	ホテルアウイーナ大阪
	15	日	市民体育大会バスケットボールの部	大会	市民体育館
	19	木	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会4月定例会		議会棟5階 第2委員会室
			校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
			青少年指導員委嘱状交付式	平成30・31年度委嘱状の交付	中央公民館 第2研修室
20	金	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター	
22	日	市民体育大会サッカーの部	大会	各中学校 他	
26	木	平成30年度近畿都市教育長協議会定期総会(～27日)	定期総会	和歌山マリーナシティホテル 他	
29	日	市民体育大会バレーボールの部	大会	市民体育館	

議案第7号

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 邦夫

提案理由

国が定める特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）の上限額基準（国庫（都道府県）負担金の精算基準）について、平成30年4月1日に子ども・子育て支援法施行令の一部改正が予定されていることから、同規則の一部改正を行うため。

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立幼稚園条例施行規則（平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2C階層の項中

「

10,000円	5,000円
---------	--------

」を「

8,000円	4,000円
--------	--------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2の規定は、平成30年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新規則の規定に基づく保育料の決定等の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別紙（別表第2（第16条関係）関係）  
（現行）

各月初日の園児の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
区分	定義		第1子	第2子	第3子以降
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円	0円
B階層	A階層を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割額非課税世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	0円	0円	0円
		2 一般世帯（上記以外の世帯をいう。以下同じ。）	3,000円	0円	0円
C階層	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	3,000円	0円	0円
		2 一般世帯	10,000円	5,000円	0円
D階層	A階層を除き、市町村民税所得割課税額が77,100円を超える世帯		10,000円	5,000円	0円

（改正案）

各月初日の園児の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
区分	定義		第1子	第2子	第3子以降
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円	0円
B階層	A階層を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割額非課税世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	0円	0円	0円
		2 一般世帯（上記以外の世帯をいう。以下同じ。）	3,000円	0円	0円
C階層	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	3,000円	0円	0円
		2 一般世帯	8,000円	4,000円	0円
D階層	A階層を除き、市町村民税所得割課税額が77,100円を超える世帯		10,000円	5,000円	0円

議案第8号

平成30年度学校園に対する指示事項について

平成30年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。



平成30年度

ふくらまそう夢・育てよう未来の宝

— 学校園に対する指示事項 —

寝屋川市教育委員会

## はじめに

近年、高度情報化やグローバル化が進み、子どもたちを取り巻く環境は、大きく変化しており、子どもの安全、子育て支援等は喫緊の課題となっている。子どもの命を守るとともに、子どもたちが大きな夢や高い志を持ち、自らの人生を切り拓き、生き抜くために必要な力を育むことが、今の教育に求められている。

本市では、平成17年度から義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進める小中一貫教育を推進し、平成28年度には、これまでの小中一貫教育の取組を検証・総括した「寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について」を策定し、平成29年度には、次なる小中一貫教育の推進に向けた「寝屋川市小中一貫校設置実施計画～次なる小中一貫教育に向けて～」及び「寝屋川市第四中学校区小中一貫校建設方針」を策定した。13年間の継続的な小中一貫教育の取組による学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化等の成果及び課題を踏まえ、小中一貫教育の取組を推進し、義務教育全体の質の向上を図り、子どもたちの学力・心力・体力を更に高めていかなければならない。

学力向上については、市内全小中学校に配備したICT機器を活用し、ユニバーサルデザインの授業づくりや言語活動、対話を重視した授業改善に努めるとともに、小学校3年生の35人学級の実施や学力向上支援人材・少人数教育推進人材・児童生徒支援人材等を有効活用し、組織的な取組に努め、個に応じたきめ細かな指導や放課後学習等を進めてきたところである。今後、これまでの成果と課題に即した取組を着実に進めるとともに、新学習指導要領を踏まえ、「カリキュラム・マネジメント」に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の充実を目指した授業改善の取組を進めていくことが重要である。更に、小学5・6年生及び全中学生対象の民間企業と連携した「小・中学校休業日等学習支援事業」を活用するとともに、学校司書や中央図書館と連携し、ビブリオバトルをはじめとした読書活動の推進を図る中で、自分自身で課題を見つけ、計画的に学んでいく習慣を育成していく必要がある。英語教育については、新学習指導要領の先行実施として、小学校での文字指導、中学校でのオールイングリッシュの授業を進めるとともに、「英語村（市内幼稚園児、小中学生）」、「英検・英検 Jr. 受検料補助（小中学生・教員）」、「イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト（中学生）」等を活用し、グローバル化に対応した教育環境づくりを進め、子どもたちのコミュニケーション力の向上と積極的な態度の育成に努めなければならない。

心力向上については、今年度より小学校、来年度より中学校において実施となる「特別の教科 道徳」の授業を要とし、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の更なる充実や、全小中学校の全学級における道徳公開授業の実施など、家庭や地域社会とともに進める道徳教育を推進しなければならない。また、開発的生徒指導をより推進し、児童生徒自らが課題を解決していく能力の育成に努めるとともに、有識者・弁護士・精神科医・スクールソーシャルワーカー等を含めた「いじめ問題対策委員会」、「子どもサポート会議」を積極的に活用し、各校の「教育目標」や「学校いじめ防止基本方針」のもと組織的な生徒指導体制の構築を図り、全小学校に配置の家庭教育サポーターの活用や関係諸機関との連携も充分に図る中で、いじめ・虐待等の未然防止・早期発見・早期対応に努め、子どもたちが安全で安心して学ぶ環境の推進が不可欠である。

体力向上については、中学校区ごとの「体力づくり推進計画」により、小・中学校の系統性・継続性のある指導を、今後も更に充実させ、運動習慣の定着や食育を中心とした生活習慣づくりを推進し、より一層の体力向上に努めなければならない。

学力・心力・体力の向上には、学校、家庭、地域の力を結集した教育力向上を図っていくことは不可欠である。関係機関・関係団体とも連携した地域での教育力の向上や青少年の健全育成を図り、「地域で子どもを育てる・顔の分かる地域」の実現を目指す。更に、幼稚園教育の充実を図るための「子育てステップ」や、小中学生の学習習慣・生活習慣定着を図るための「家庭での生活習慣リーフレット」等を活用する中で、学習習慣・生活習慣の定着を図るなど、家庭教育の一層の推進に努める必要がある。

今後も、主体的に教育改革を進め、創意工夫を生かした教育活動を推進する中で、「心豊かで思いやりがあり、元気に生きる子」の育成を目指し、「笑顔が広がるまち 寝屋川」を担う人づくりを推進することで、市民からの信頼に応えることができる教育の実現に努めていくことが重要である。

# ふくらまそう夢・育てよう未来の宝

## 寝屋川市が目指す子ども像

### 心豊かで、思いやりがあり、元気に生きる子

1. 確かな学力を身につけた子ども・・・主体的に問題解決する力
2. 学ぶ意欲、学ぶ習慣を身につけた子ども・・・生涯にわたって学び続ける力
3. コミュニケーション力と情報活用能力を身につけた子ども  
・・・世界にはばたく力
4. 心豊かで思いやりのある子ども・・・人・社会を大切にする力
5. 健康で元気な子ども・・・たくましく生きる力

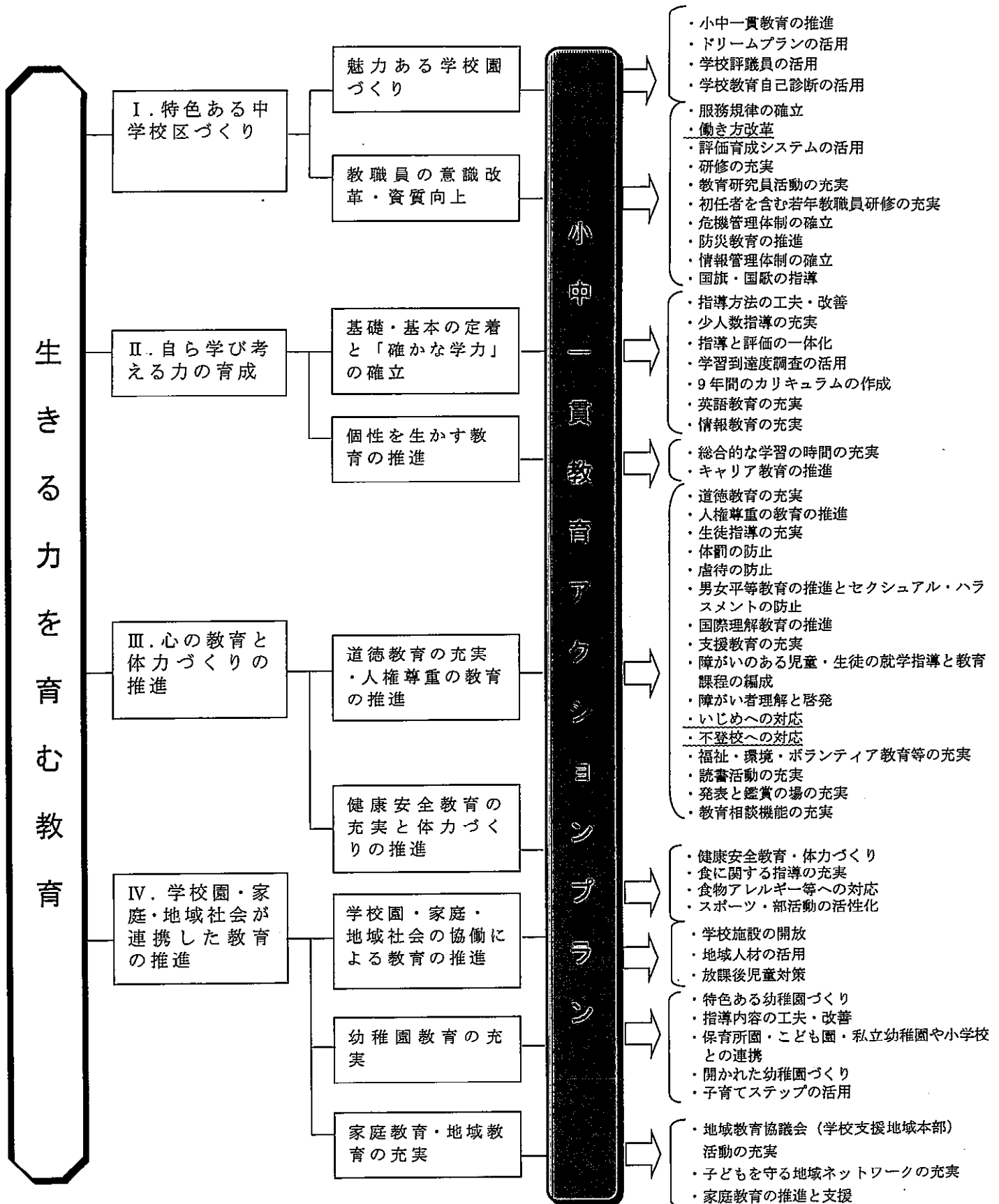
## 「特色ある中学校区づくり」

小中一貫教育のもと、それぞれの中学校区が、9年間でめざす子ども像を明確にする中で、特色ある中学校区づくりを推進し、子どもたち一人一人の学力・心力・体力をさらに高める。

### 重点目標

1. 特色ある中学校区づくり
2. 自ら学び考える力の育成
3. 心の教育と体力づくりの推進
4. 学校園・家庭・地域社会が連携した教育の推進

# 小中一貫教育による学校園づくり



## I 特色ある中学校区づくり

- ・ 小中一貫教育の充実を図るため、中学校区の3校が「目指す子ども像」を共有し、継続性、系統性、計画性のある教育活動を推進すること。
- ・ 学校園、家庭、地域が連携し、学校園の主体性と創意工夫により、特色ある中学校区づくりや、効果的な授業の研究・実践など、魅力ある中学校区づくりのため、ドリームプラン等を活用すること。
- ・ 学校園運営に当たっては、校長自ら教育活動全般にわたり現状の把握に努め、各中学校区・学校園の課題とその解決に向けた具体的な目標、計画を設定し、校長の学校経営方針と合わせて教職員に周知すること。その際、保護者等に対しても、学校の目指す目標等について周知を図るよう努めること。
- ・ 学校がより開かれ活性化し、魅力ある学校となるよう、全ての小・中学校は学校評議員の組織を活性化すること。
- ・ 学校教育法に定められているとおり、各学校の教育活動について、自ら点検・評価を行い、その結果を公表すること。
- ・ 教職員の意識改革や資質向上を図るため、教職員研修及び実践研究の充実に努めるとともに、校内研修の充実を図ること。

### 魅力ある学校園づくり

#### 小中一貫教育の推進

小学校、中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性、系統性、計画性のある教育活動の中で、一人一人の個性や能力を伸ばしていく小中一貫教育を推進すること。全市的な小中一貫校への移行に向け、「指導体制の一体化」「学びの連続性」の実現により、「義務教育全体の質の向上」に努めること。そのために中学校区ごとの機能的な組織を編成し、教職員間の授業交流、合同研修会を実施するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントに努め、小中9年間を見通したカリキュラムの作成や見直しなど、より具体的な取組を推進すること。また小学校間の積極的な連携にも努めること。

#### ドリームプランの活用

子どもたちの夢を育み、各学校が特色ある中学校区づくりを進める研究計画等を更に推進するため、小中一貫教育のもと中学校区としてドリームプランを活用すること。

#### 学校評議員の活用

保護者や地域の意見を生かした学校運営を行うため、教育活動や授業の参観等、保護者や地域の方々により多くの学校を訪問する機会を設定するとともに、開かれた学校づくりを推進すること。また、小・中学校に設置した学校評議員の組織をより活性化させ、様々な場面で積極的に活用するとともにその意見を踏まえ、学校経営の改善・充実に努めること。

学校教育自己診断の活用 児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を展開するとともに、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について点検・評価を行うこと。なお、これらの結果については、学校便りやホームページ等を通じて公表することで、保護者等への説明責任を果たすこと。

## 教職員の意識改革・資質向上

服務規律の確立 全ての教職員が法令等の遵守など、教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等を充実し、服務規律の徹底を図ること。セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向け「ハラスメント「0（ゼロ）に向けて」（平成27年7月）による啓発、研修及び相談体制の整備を図ること。

働き方改革 教職員の長時間勤務の縮減に向け、定時退勤日や全校一斉退勤日、ノークラブデー（部活動休養日）を明確にし、実施すること。また、各校の特色や状況に応じた取組を推進するとともに、教職員一人一人の意識改革を図ること。なお、休憩時間については、適切な対応に努めること。

評価・育成システムの活用 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。授業を行う教員の評価に当たっては、授業アンケートの結果や教員の授業観察、職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努めること。

研修の充実 教職員としての資質の向上を図り指導力を高めるため、平素の研究・研修はもとより、府・市の実施する研修等にも積極的に参加すること。また、短期留学制度で派遣された教員や府・市での研修参加者を講師として活用するなどして、学校づくり・授業づくりに関する校内研修・研究授業の充実を図ること。また、校内研修においては、社会人講師など多様な人材の招聘や、参加体験型の研修を取り入れるなど、内容・形態を工夫すること。「OSAKA 教職スタンダード」を参考にし、研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践すること。

教育研究員活動の充実 教育研究員においては、幼稚園・小学校・中学校で一貫性のある指導方法の工夫・改善及び、学力向上を目指した効果的な授業について研究を行うこと。また「指導体制の一体化」「学びの

連続性」の実現のための小中一貫カリキュラムの作成に向けて研究を行い、その成果を市内教職員に広めること。

#### 初任者を含む若年教職員研修の充実

初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教職員に対して、「初任者等育成プログラム（平成 26 年 4 月）」等を踏まえながら、実践的指導力と使命感を養わせるとともに、教職員としての基礎的な知識、当面する学校の諸課題等について研修を行い、公教育に携わる者としての資質の向上を図ること。また、学校全体でチームとして取り組むなど、日常的に OJT を推進することによって、教職員全体の指導力向上に努めること。更には、数年後には学校運営の中核を担うだけの力をつけるよう、教職員一人一人の課題や適性に応じた計画的・組織的・継続的な育成に取り組むこと。学校間・異校種間の連携を図りながら、校内はもとより市や府をはじめとする校外の研修会にも積極的に参加させること。

#### 危機管理体制の確立

市教委が作成した「危機管理マニュアル（改訂版）」や、文部科学省や大阪府教育委員会の不審者侵入時の危機管理マニュアルを参考に各校において作成した危機管理マニュアルについて、常に見直し、点検を行うとともに、緊急時の緊急時の連絡体制や万一の事故への対処、感染症・食中毒の予防及び熱中症の事故防止など、教職員としての的確な行動がとれるよう徹底すること。そして、4 月、6 月、9 月、1 月、2 月を「子どもの安全確保推進月間」として、保護者、地域への啓発に努め「みんなの目と心」を大切にされた地域と協働した取組を、より一層進めること。

学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の 3 領域全ての観点から、学校安全の推進体制を整備すること。

また、登下校の指導に当たっては、文科省通知「通学路の交通安全の確保の徹底について」（平成 28 年 11 月）を踏まえた取組の充実に努めるとともに、学校園において、道路交通法に基づいた交通安全に関する指導を推進すること。

#### 防災教育の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、火災のみならず、学校の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守りぬき、地域の一員としての役割が果たせるよう、「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実に努めること。また、防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

#### 情報管理体制の確立

様々な情報については、個人情報保護法、寝屋川市教育情報ネ

ネットワーク管理運用要綱及び寝屋川市立小中学校における学校用 ICT 機器利用規程に従い、適切な管理と保護に向けて組織的に取り組むこと。また、情報セキュリティマニュアル等を作成し、ネットワーク等を通じて、個人情報の漏洩が生じないように、全校職員に周知・徹底するとともに、パスワード等により情報を保護する等、個人情報を含む文書・電磁的記録等の取り扱い・管理・保管については研修などを通して、一人一人の自覚を深めるよう努めること。

#### 国旗・国歌の指導

入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるという意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。その際、新学習指導要領及び「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。



## II 自ら学び考える力の育成

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成など「確かな学力」の確立を図るため、ICT 機器を活用した授業の研究を進め、全ての児童・生徒にとってわかりやすい授業づくりを推し進めるとともに、放課後補充学習や「単元確認プリント」・「力だめしプリント」等の教材、民間事業者による学習支援（小学5年生～中学3年生までの希望者）である「小・中学校休業日等学習支援事業」等を活用し、個に応じた教育を一層推進すること。
- ・ 児童・生徒の学力向上については、様々な取組により、改善傾向が見られ、今後も、学力向上の取組の成果と課題に即した取組を着実に進めるとともに、保護者・地域との連携のもと、学校全体で組織的な取組を推進すること。
- ・ 各教科の指導に当たっては、学力や学習状況に関する調査の結果を活用する中で、学力向上のための PDCI のサイクルを確立するとともに、授業評価等の充実を図り、指導と評価の工夫・改善に努めること。
- ・ 英語教育特別推進地域として、国際コミュニケーション科及び英語の授業を充実させることにより、英語を通してコミュニケーション力の育成を図り、国際社会を主体的かつたくましく生きるために必要な資質や能力の基礎の育成に努めること。
- ・ 生涯にわたって自らの成長を図り、学び続ける基礎を培うとともに、時代の変化、社会の変化に主体的に対応できる人間を育成することが大切である。そのために、「生きる力」の育成を基本とし、知・徳・体（学力・心力・体力）のバランスの取れた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい身体の育成に努めること。
- ・ 国際社会に生きる児童・生徒の育成のために、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度や諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てること。

### 基礎・基本の定着と「確かな学力」の確立

指導方法の工夫・改善 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ユニバーサルデザインの授業づくりや「ことばの力を確実に育む」（平成 29 年 11 月）を活用した言語活動を大切にした授業の実施・対話を重視した授業づくり等に取り組み、指導方法の工夫・改善に努めること。更に、教材の開発をはじめ、学校司書と連携した学校図書館の活用やコンピューター等の ICT 機器を有効活用し、児童生徒の ICT 機器活用能力を育成すること。また、大学や高等学校等との連携を図り、地域人材や専門的な知識を有する人材の知識・技能の活用や小学校における学級担任制の弾力化や教科担任制の取組を進めること。

### 少人数指導の充実

個に応じたきめ細かな指導により、基礎・基本の定着を目指し、「確かな学力」の育成を図るため、個別指導やグループ別指導など少人数指導や習熟度別指導などを推進すること。そのため、指導方法の工夫改善のための加配教員や市の少人数教育推進人材等の計画的な活用を一層推進すること。

## 指導と評価の一体化

学習の評価については、評価規準にもとづいて児童・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、「わかる授業」「魅力的な授業」を目指して、教員が自らを振り返って評価し、不断に授業改善に取り組むことはもとより、児童・生徒・教職員・保護者等が参画して、多様な観点から授業を検証するなど、学校として授業改善に努めること。特に中学校では、府立高等学校入学者選抜制度の調査書の変更に伴い、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の説明責任が求められることを踏まえ、学力調査等の客観的な結果も活用し、評価活動について、組織的な検証改善の取組を確実に進めること。

## 学習到達度調査等の活用

寝屋川市学習到達度調査に加え、全国学力・学習状況調査、大阪府チャレンジテスト等を活用し、教科の目標や内容の実現状況を把握・分析すること。また、児童一人一人の学力向上を目指し、9年間を見通した指導方法や授業内容の工夫・改善を図るなど、学校の組織的な取組を一層進めること。更に、保護者・地域への結果公表等を通じて説明責任を果たすとともに、家庭・地域と協働し、学力向上の取組を進めること。

## 9年間のカリキュラムの作成

「確かな学力」の育成に向け、各中学校区において基礎・基本の内容を確実に定着させ、豊かな人間性、社会性を身につける9年間を見通した系統的なカリキュラムを作成すること。

## 英語教育の充実

英語教育特別推進地域として、国際社会を主体的に生きるために必要な資質や能力の基礎を育成できるよう、国際コミュニケーション科及び英語の授業の更なる充実に努めること。そのために、外部人材の有効活用を図るとともに、「Hi, friends!」・「We Can!」・「Let's Try!」（平成30年2月）等の文部科学省が作成した教材や「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」（平成30年2月）・「使える英語プロジェクト事業」で作成した「英語を使う なにわっ子育成プログラム」（平成25年8月）や「大阪版英語学習 DVD 教材 DREAM」（平成27年12月）及び寝屋川市オリジナル教材「音声から文字へのゆるやかな5ステップス」を活用し、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めること。また、英語村事業等を活用するなどし、幼・小・中学校において一貫した英語教育を行えるよう研究を進め、児童・生徒が、英語を使って身のまわりの出来事について伝え合ったり、自分の考えを述べ合ったりする活動の充実を図り、中学校卒業時に英検準2級～3級程度の取得を目指すこと。実践的コミュニケーション力の基礎を培うため、学校間の交流や効果的な研修を通して指導力の向上に努めるとともに、文部科学省の「英語教育改革実施計画」を踏まえ、中学校では「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標のもと、英語の4技能をバランスよく指導するとともに、実際のコミュニケーションの場面において活用できる技能を身につけられるよう指導を行うこと。その際、「英語に

よる英語の授業」を基本とするよう指導すること。小学校では音声で慣れ親しんだ表現などを「読むこと」「書くこと」につなげる指導を行うこと。

#### 情報教育の充実

ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）環境の整備に伴い、様々な教育活動において、パソコン・電子黒板・タブレットパソコン等の情報機器を効果的に活用し、「わかる授業」の実現を目指し、全ての教職員がその活用能力を身につけられるよう、校内研修を行うこと。授業においては、ICTを積極的に活用し、「確かな学力」を育むよう指導するとともに、児童・生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育成すること。また、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信が発生しているという現状を踏まえ、児童・生徒の状況を把握しつつ、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。特に、児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等への過度の依存やメールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪府子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。

#### 個性を生かす教育の推進

##### 総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間においては、探究的な学習を重視するとともに各教科、道徳及び特別活動との役割分担を明らかにし、生きる力の育成に向け、教科等横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。指導に当たっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意すること。また、探究活動の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

#### キャリア教育の推進

幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ、一人一人の進路を保障し、望ましい職業観、勤労観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開すること。その中で、児童・生徒が目標を持ち、志を立て、よりよい社会を創っていこうとする態度を養うとともに、自己の可能性を伸ばし、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努めること。その際、「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）、「キャリア教育の進

め方サポートブック」(平成 24 年 3 月)等の活用を図り、各中学校区の全体指導計画の検証・改善を行うとともに、児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組を推進すること。また、キャリア教育の中核をなす進路指導については、児童・生徒が自らの生き方を考え、目的意識をもって、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力や態度を身につけることができるよう、組織的、計画的に推進すること。なお、中学校においては、職場体験学習を複数日実施し、働くことの意義や、そのために必要な知識・技能・態度など、基礎的な力の育成に努めること。更に、進路指導の重要な課題である進路未定者の減少に向けた取組を進めること。

### Ⅲ 心の教育と体力づくりの推進

- ・心の教育の充実を目指し、学校園が一体となって道徳教育を進めること。また、体験学習、読書活動などの充実を図るとともに、児童・生徒自らが課題を解決するための能力の育成を図るため、児童会や生徒会活動等、児童・生徒の主体的な活動を推進すること。また、各校における教育相談機能を充実させること。
- ・児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び幼児・児童・生徒が被害者となる事件・事故など、重篤な事象が生起していることを踏まえ、自他の生命を大切にする心を育むための総合的な取組を、全ての教育活動を通じて行い、児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にする心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むこと。また、児童・生徒のメンタル面も含めた生活全般についての適切な状況把握や相談体制の充実に取り組むこと。
- ・通級による指導を受けている児童・生徒や、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」にもとづいた適切な教育的支援を行う支援教育を推進すること。
- ・児童・生徒のいじめや問題行動に対しては、各校の「学校いじめ防止基本方針」のもと、組織的な生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭・地域・関係諸機関との連携を図りながら、早期解決に努めること。
- ・児童・生徒の心と体の調和のとれた発育・発達を目指すため、健康や食に関心を持つための指導を行い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力の育成に努めること。

#### 道徳教育の充実・人権尊重の教育の推進

##### 道徳教育の充実

道徳教育については、「道徳科」・「道徳の時間」を要として、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さや物事の善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するため、計画的・発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めること。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長が道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、全教職員が参画する体制を具現化し、多様な指導方法について取組を進めること。児童・生徒の実態や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との連携を図りながら、道徳教育の全体計画、全体計画別葉及び年間指導計画を全教職員による共通理解のもとで作成すること。その際に、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験などの活動を進めるとともに、「道徳科」・「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進すること。資料の活用にあたっては、「「特別の教科 道徳」実践事例集（平成30年3月）や「大切なところ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～」（平成27年3月、26年3月）等を学校の教育活動全体を通じて積極的に活用すること。取組にあたっては、児童・生徒が道徳的価値観を自分事とし、多面的・多角的に考

えたり議論したりすることにより、多様な価値観に触れながら、自己や人間としての生き方について考え、より良い方向を目指す、資質・能力を育むよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育成すること。評価に当たっては、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めるとともに、小学校においては、児童の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

## 人権尊重の教育の推進

人権が尊重された平和な社会を目指し、人権及び人権問題についての実践力を高めるため、研修の充実に努めること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう、「教職員人権研修ハンドブック」(平成 30 年 3 月改訂)「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」(平成 29 年 11 月)等を活用し、研修に努めること。また、様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図る等、校内推進体制等の充実に努め、人権尊重の理念を学校運営に反映するように、指導計画を作成し、家庭・地域社会や関係諸機関及び校種間との連携を図り、総合的に推進すること。

人権教育の推進に当たっては、子どもの人権をはじめ、男女平等、障害者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ等の様々な人権問題の解決に向け、「人権教育実践事例集」(平成 29 年 11 月)、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」(平成 11 年 3 月)、「人権教育教材集・資料」(平成 28 年 11 月)等の関係資料を活用し、指導の工夫・改善を行いながら、計画的・総合的に推進すること。

## 生徒指導の充実

暴力行為等、問題行動の未然防止及び早期発見・早期解決・再発防止に向けては、正しい子ども理解と信頼関係に基づき、全ての児童・生徒に対し、日常的な働きかけの中で、社会的資質や行動力を高める指導を行うこと。また、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成 25 年 8 月)等の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、加害者への早期の指導や被害の拡大の未然防止等、必要な対応を図るとともに、情報共有や方針の決定など、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、組織的な対応に努めること。その際、小学校においては、非行防止教室等を活用した規範意識の醸成や、担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する体制を整えること。中学校においては、問題解決能力の育成に力点を置いたコーディネート機能の向上に努めること。更に、子どもサポート会議のもと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を活用し、小・中学校間や関係諸機関を含めたケース会議を実施するとともに、家庭・地域との連携、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関との連携ネットワークの構築など、チー

ム支援の充実に取り組むこと。また、ピア・サポート等の充実を図り、児童・生徒自身が自らの課題を解決していける力の育成に努めること。支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応すること。

#### 体罰の防止

体罰は、法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。また、体罰は教職員の信用を失わせるだけでなく、暴力肯定の考え方を助長させ、いじめや暴力行為などが生じやすい土壌を生むおそれがあることを認識し、正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「体罰防止マニュアル」（平成 19 年 11 月改訂）、「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成 22 年 9 月）、「子どもを守る被害者救済システム」（平成 25 年 6 月改定）等を活用しながら研修等を実施し、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を行うこと。また、事案が生じた場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に努めること。特に、部活動指導中の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持つこと。

#### 虐待の防止

児童虐待の相談対応の件数が全国的に増加する中、尊い命が絶たれるという重大な事象が後を絶たないなど、子どもへの児童虐待の問題が深刻になっていることを踏まえ、虐待の防止に当たっては、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもがどんなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、児童虐待に対する認識を深める中で、「児童虐待の防止等に関する法律」や「寝屋川市児童虐待防止マニュアル」等に基づき、子どものわずかな変化も見逃さないよう、気になる子どもに対しては、児童生徒支援人材や家庭教育サポーターと連携し、家庭訪問を積極的に行うなどして、日頃から早期発見・早期対応に努めること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対しては、定期的な安全確認を行うこと。とりわけ虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても、中央子ども家庭センターや子どもを守る課に速やかに通告するとともに、警察等関係諸機関とも連携し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止の手引き～」（平成 23 年 3 月改訂）等を活用しながら、子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行い、学校として組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して継続的な支援を行うこと。

## 男女平等教育の推進とセクシュアル・ハラスメントの防止

全ての教育活動において男女の人権を尊重し、男女の固定的な役割分担や意識を見直すとともに、必要のない男女別の指導は行わない、男女混合名簿を実施する等、男女共同参画を推進するための視点から学校環境の点検・整備に努めること。また、性的マイノリティ等の児童・生徒については、「性同一性障害や性的指向・性自分に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）に沿って、個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒の心情に配慮した対応をすること。

また、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年5月改訂）や「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQ&A集」（平成15年3月）等を踏まえ、教職員一人一人が、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であることを十分に認識するとともに、セクシュアル・ハラスメントについて正しい理解のもとに、その未然防止のための学校体制を確立すること。なお、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、大阪府の「職員と懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分を行う。

## 国際理解教育の推進

国際化が進展する中で、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いの違いを認め、共に生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めること。また、日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、学校生活への円滑な適応が図られるよう、「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」（平成22年3月）等を活用し、国際理解の視点に立った指導を進めるとともに、必要に応じて、個別の指導計画を作成する等、学習言語としての日本語習得が図られるよう、指導の充実に努めること。

## 支援教育の充実

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月）を踏まえ、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、「ともに学び、ともに育つ」教育という観点からの合理的配慮の基礎となる学校づくり・集団づくりをより一層進め、全ての児童・生徒が共に学ぶ機会の拡充に努めること。また、一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成・活用して定期的な評価・点検・見直しを行うとともに、発達段階の連続性を踏まえた校種間における引継ぎ体制を整え、計画的・組織的な一貫した適切な指導及び支援を効果的に行うこと。また、通級による指導を受けている児童・生徒や、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒についても、作成・活用の一層の促進を図り、校内における支援体制の充実に努めること。更に、障害の有無に関わらず、支援教育の視点を全ての教職員に浸透するよう取組を進めるとともに、障害の特性を踏まえた適切な指導・支援が行われるよう共



通理解を深め、関係機関との連携を図り、校内委員会の適切な運営・支援教育コーディネーターの組織的な活用・巡回相談の活用等、総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。また、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育への理解啓発をより一層推進させること。

障害のある児童・生徒の就学指導と教育課程の編成

「障害者基本法」及び「学校教育法施行令の一部改正」（平成 25 年 9 月）の趣旨を踏まえ、障害のある児童・生徒は、校区の学校に就学することを原則とし、合理的配慮の観点<sup>1</sup>を踏まえ、早い時期から適切な情報を提供し、本人及び保護者の意向を最大限尊重した就学指導を行うこと。また、「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習を一層推進する等、指導方法の内容改善、充実を図り、一人一人の児童・生徒に適した教育が行われるよう、保護者と連携を密にして指導の効果をあげるよう努めること。

障害者理解と啓発

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月）を踏まえ、共生社会の実現を目指し、障害のある児童・生徒及び障害への理解と認識を深めるため、支援学校や関係機関との連携や交流を学校全体で組織的、計画的に図るとともに、家庭、地域社会への啓発に努めること。また、障害の有無に関わらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、教育環境や適切な配慮・支援の充実に努めること。

いじめへの対応

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定）等に示されているように、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、学校いじめ防止基本方針に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「いじめは絶対に許されない」との強い決意のもと、学校年間計画に沿って、未然防止・早期発見に努めること。平素から児童・生徒の理解に努め、アンケート調査を複数回実施した上で、実態を的確に把握し、「いじめ対応プログラム実践事例集」（平成 20 年 7 月）、「いじめ対応プログラム指導案集」（平成 23 年）、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成 25 年 8 月）等を活用した取組を一層推進するとともに、「小学校におけるチーム支援 SSW 活用事例」（平成 30 年 3 月）を活用し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働して未然防止と解決に努めること。特に、障害のある児童・生徒に対するいじめ等の人権侵害事象が生起していることを踏まえ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 25 年 4 月）の趣旨を踏まえ、人権教育を基盤として、障害者理解教育、支援教育などの活動が、障害のある児童・生徒をはじめ、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組になっているか点検すること。生起したいじめに対しては、事実を正確に把握した上で、情報共有を行い、迅速かつ適切に対応すること。その際には、加害

児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした指導に努めるとともに、被害児童・生徒の心理的ケアに努めるよう指導すること。また、全ての児童・生徒自らがいじめを乗り越える力を引き出すことや、いじめを起こさない集団づくりに努めること。いじめの解消については、相当の期間においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守ることが重要であるとともに、解消後においても再発防止に努めること。また、近年、増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のいじめをはじめとした課題について、スマートフォン等の使い方の指導とともに、「寝屋川スマホ・ネット五か条」の家庭・地域への周知を図ること。また、児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）と集団づくりに努めること。

### 不登校への対応

不登校については、「不登校児童生徒への支援実践事例集」（平成29年8月）を活用し、家庭及び関係諸機関との連携をはじめ、小・中学校間の連携等を密にすること。また、不登校の未然防止のため、学力の保障や自尊感情を高める取組等の充実を図り、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、児童・生徒が欠席しがちになった時は、機を逸することなく家庭訪問を行うなど、きめ細かで適切な対応を図ること。その際、不登校担当者を中心に校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、チームによる支援体制を整えること。特に、中学1年生時に不登校生徒が増加する傾向が依然として続いていることから、小学校段階から不登校の兆しのある児童については、スクールカウンセラー等の専門家を活用するなど中学校入学段階での小中連携を引き続き積極的に進めること。更に、不登校が長期化しないよう不登校児童・生徒の早期の学校復帰を目指した取組を進めるとともに、中学校卒業後の進路を見据えた支援を行うこと。

### 福祉・環境・ボランティア教育等の充実

児童・生徒が身近な家族から、学校、地域へと、社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身につけられるよう、また、福祉・環境・ボランティア活動などを通して内面に根差した豊かな心の育成を図ること。

### 読書活動の充実

読書は感性を磨き、表現力を高めるなど「生きる力」を育むため重要なものであり、「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成28年3月）の趣旨を踏まえ、読み聞かせの機会や、ビブリオバトルなどを通し、児童・生徒が読みたいと思う本と出合う機会の拡大に努め、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、学校司書との連携を図り、発達段階に応じた読書環境の充実に努めること。学校・家庭・地域、更には公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進める

こと。

**発表と鑑賞の場の充実** 小学校音楽会や、小学校図工作品展、中学校美術展等、様々な文化的行事に積極的に参加し、取組の成果を発表することによって、心豊かな児童・生徒の育成を図ること。

**教育相談機能の充実** 平素から児童・生徒との信頼関係を深め、カウンセリングマインドをもって相談活動の充実に努めること。  
また、登校支援教室、さわやかフレンド、フリーダイヤル電話相談、スクールカウンセラー等を活用した教育相談機能の充実に努めること。

**教育環境の整備** 教育環境づくりは、情操教育の一環として、児童・生徒の学校生活にも深く関わっていることから、常に学校の環境美化に努めること。

### **健康安全教育の充実と体力づくりの推進**

**健康安全教育・体力づくり** 児童・生徒の体力づくりに向け、各中学校区の体力向上プラン「児童・生徒体力づくり推進計画」に基づき、体育の授業改善とともに、体を動かす時間を多く確保できるように学校全体で取り組むこと。その際、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や各学校が実施する体力テストの結果を分析・活用するなど、PDCI サイクルに基づく体力づくりの推進を図ること。また、心の健康の問題にも十分配慮し、家庭との連携も密にし、日常生活において適切な体力づくりや健康安全についての実践を促し、生涯にわたって楽しく明るい豊かな生活ができるよう指導に努めること。  
また、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動中の事故防止対策について、ゴールやテント等については確実に固定するなど、適切な対応がなされるよう指導の徹底を図ること。特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど、練習環境に配慮すること。柔道において、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導すること。  
覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、喫煙・飲酒とともに指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解すること。更に「がん」についての正しい知識を理解を身につけさせるとともに、予防のために自ら実践する態度を育成すること。  
インフルエンザ等感染症については、感染拡大の防止を図るため、学校園において児童・生徒等に対し、うがい・手洗い・咳エチケット等感染防止対策を励行すること。

食に関する指導の  
充実

生涯にわたって健康で生き生きした生活を送ることを目指し、食に関する指導の全体計画を基に、児童・生徒一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ること。特に中学校給食の実施により、中学校区での食の指導体制やカリキュラムの構築についての推進を図るなど、食に関する指導の積極的な取組を図ること。とりわけ、栄養教諭配置校では、栄養教諭の専門性を生かし、各中学校区において、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳、総合的な学習の時間等における食に関する指導など積極的な取組を進めること。また、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や、食物を大事にする心などを育成すること。

食物アレルギー等  
への対応

食物アレルギー等についての理解を深めるとともに、食物アレルギー等を有する児童・生徒に対しては、校長を責任者として、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の状況に応じた対応に努めること。

スポーツ・部活動の  
活性化

体育の授業やクラブ・運動部活動をはじめ、学校における教育活動全体を通して、生涯にわたりスポーツに親しむ能力や態度を育て、合わせて体力の向上や健康の増進を図ること。また、学年を超えて活動することにより、自主性や協調性、仲間意識を育成し、生徒指導面においても有効に働くよう努めること。更に、部活動については、各校において生徒の自主性・主体性を尊重し、学校や生徒のニーズを的確に把握した上で、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施すること。

#### IV 学校園・家庭・地域社会が連携した教育の推進

- ・ 学校を核とし、地域社会の様々な人々が子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもに関わるシステムをつくり、子どもたちが健やかに育つ教育コミュニティづくりの更なる活性化に努めること。
- ・ 幼児期は、生涯にわたる豊かな人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、その発達段階を踏まえた「心の教育」の充実を図り、「生きる力」の基礎を育まなければならない。また、その発達を促すために、身近な環境に主体的に働きかけ、様々な体験を積み重ねていくことができるよう、保育環境の整備と、環境を通じた総合的な教育活動の工夫による魅力ある幼稚園づくりに努めなければならない。
- ・ 地域教育協議会（すこやかネット）の活動を通して“地域の子どもは地域で育てる”という気運を高め、学校・家庭・地域社会の連携の充実、強化に努める。また、地域において、家庭教育を支えるネットワークの構築を図り、「子どもの学び・育ちの原点」である、家庭の教育力向上に努めること。

#### 学校・家庭・地域社会の協働による教育の推進

学校施設の開放 地域住民の身近な学校施設は市民の共有財産であるという認識のもと、校庭や体育施設・図書室等については、地域への開放に努めること。

地域人材の活用 地域活動の核となる人材の育成・定着を図るとともに、多様な社会人講師や学校支援ボランティア等の地域人材を活用し、学校教育の活性化に努めること。

放課後児童対策 放課後や週末に、小学校の校庭や体育館等を活用して、全ての児童にとって、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学校と地域社会の様々な人々が協働し、学習やスポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流が図られるように努めること。

#### 幼稚園教育の充実

特色ある幼稚園づくり 幼稚園が幼児の人格形成の基礎を培う重要な場としてふさわしいものとなるよう保育環境及び教育内容を創意工夫し、地域・保護者と共に歩む魅力ある幼稚園づくりに努めること。また、地域の人材を活用して、家庭や地域社会における幼児教育の在り方などを踏まえた教育活動を行うこと。

指導内容の工夫・改善 教育課程の編成に当たっては、幼児一人一人の発達や特性を踏まえ、遊びや集団活動を通して、社会性・道徳性等、「心の教育」の基礎を培う活動の充実を図るとともに、絵本をはじめ教材教具の有機的な活用を図るなど指導方法の工夫・改善に努めること。また、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、取り組むこと。

保育所園・こども園  
私立幼稚園や小学校  
との連携

幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、小学校でのグッドスタートにつながるよう、幼児・児童の交流や教員の合同研修等、保育所園・こども園・私立幼稚園や小学校との連携及び相互理解を深め取組を進めること。

開かれた幼稚園づくり

園庭開放、絵本室開放、文庫貸し出し等の活用を通して、家庭、地域社会との連携を深め子育て支援活動の充実が図れるよう、開かれた幼稚園づくりに努めること。

子育てステップの活用

幼稚園は保護者・地域と目指す子ども像を共有化し、子育て支援の充実を図るため、「子育てステップ」（平成 23 年 2 月改訂）の一層の活用に努めること。

### 家庭教育・地域教育の充実

地域教育協議会（すこやかネット）活動の充実

地域教育協議会（すこやかネット）を通じて、子どもたちが多くの人々とのふれあいの中から豊かな人間性を養い、「生きる力」を育むため、青少年の健全育成に向けた取組を推進し、その活動の支援・充実に努めること。  
また、地域の教育力向上のため、地域人材の発掘に努め、その有効な活用を図ること。

子どもを守る地域ネットワークの充実

地域で子どもたちが安心して過ごせるよう、関係諸団体との連携を図り、「子どもを守ろう みんなの目と心で」を基本認識とし、地域パトロールカーの運用や子どもの安全見守り活動に努め、地域ぐるみでより強固な「子どもを守る地域ネットワーク」の充実に努めること。  
また、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を活用し、子どもが主体的に暴力に対応できるための知識や技能を身につけるよう努めること。

家庭教育の推進と支援

学校・家庭・地域の協働のもと、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。とりわけ、子育てに悩みを持つ家庭や、孤立しがちな保護者への支援体制の整備に努めること。幼少期からの子育ての大切さを重視し、PTA・地域・行政とも協働して、全ての小学校区において、多様な場で保護者の親学習の実施を図り、保護者の持っている力を高めるとともに、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に努めること。  
また、家庭学習習慣や生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえて、学校・家庭・地域の連携・協力を深めることにより、子どもたちの自学自習力の育成、学習習慣の定着を図ること。

平成30年度

ふくらまそう夢・育てよう未来の宝 一学校園に対する指示事項一 新旧対照表

平成30年度 ふくしまそう夢・育てよう未来の宝 ― 学校園に対する指示事項 ― 新旧対照表

頁・行	平成29年度	頁・行	平成30年度
3	・ 服務規律の確立	3	・ 服務規律の確立 ・ 働き方改革
3	・ いじめ・不登校の解消	3	・ いじめへの対応 ・ 不登校への対応
4・18	小学校、中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性、系統性、計画性のある教育活動の中で、一人一人の個性や能力を伸ばしていく小中一貫教育を推進すること。そのために中学校区ごとの機能的な組織を編成し、教職員間の授業交流、合同研修会の実施、カリキュラムの作成や見直しなど、より具体的な取組を推進すること。また小学校間の積極的な連携にも努めること。	4・18	小学校、中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性、系統性、計画性のある教育活動の中で、一人一人の個性や能力を伸ばしていく小中一貫教育を推進すること。全市的な小中一貫校への移行に向け、「指導体制の一体化」「学びの連続性」の実現により、「義務教育全体の質の向上」に努めること。そのために中学校区ごとの機能的な組織を編成し、教職員間の授業交流、合同研修会を実施するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントに努め、小中9年間を見通したカリキュラムの作成や見直しなど、より具体的な取組を推進すること。
4・36	自律的・継続的に改善を行うPDCIサイクルに基づいた学校運営を推進すること。	5・3	目標の達成度や計画の進捗状況について点検・評価を行うこと。
5・6	セクシャル・ハラスメント等の防止に向け「ハラスメント「0（ゼロ）に向けて」（平成27年7月）による啓発、研修及び相談体制の整備を図ること。	5・10	セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向け「ハラスメント「0（ゼロ）に向けて」（平成27年7月）による啓発、研修及び相談体制の整備を図ること。
5・9	教職員の長時間勤務の縮減に向け、各校の特色や状況に応じた	5・13	働き方改革 教職員の長時間勤務の縮減に向け、定時退勤日や全校一斉退勤



	取組を推進するとともに、教職員一人一人の意識改革を図ること。なお、休憩時間については、適切な対応に努めること。		日、ノークラウドデー（部活動休業日）を設定するとともに、各校の特色や状況に応じた取組を推進し、教職員一人一人の意識改革を図ること。なお、休憩時間については、適切な対応に努めること。
6・20	中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。	6・26	中核となる学校安全担当者を明確にし、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域全ての観点から、学校安全の推進体制を整備すること。
6・28	児童・生徒が自らの命を守りぬくための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。	6・35	児童・生徒が自らの命を守りぬき、地域の一員としての役割が果たせるよう、「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実に努めること。
7・4	その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ	7・13	その際、新学習指導要領及び「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ
8・6	インターネットコンテンツ（全中学生対象）や外部講師による学習支援（全中学生の希望者対象）である「中学校休業日等学習支援事業」等をも活用し、個に応じた教育を一層推進すること。	8・5	民間事業者による学習支援（小学5年生～中学3年生の希望者）である「小・中学校休業日等学習支援事業」等を活用し、個に応じた教育を一層推進すること。
8・25	教材の開発をはじめ、図書館やコンピュータ等のICT機器の有効活用を図ること。また、大学や高等学校等との連携を図り、地域人材や専門的な知識・技能を活用すること。また、ユニバーサルデザインの開発をはじめ、学校司書と連携した学	8・24	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ユニバーサルデザインの授業づくりや「ことばの力を確実に育む」（平成29年11月）を活用した言語活動を大切にしたい授業の実施・対話を重視した授業づくり等に取り組み、指導方法の工夫・改善に努めること。更に、教材の開発をはじめ、学校司書と連携した学
9・12	教科の目標や内容の実現状況を把握すること。	9・12	教科の目標や内容の実現状況を把握・分析すること。

9・18	基礎・基本の内容を確実に定着させ、	9・18	各中学校区において基礎・基本の内容を確実に定着させ、
9・24	「Hi, friends!」等の文部科学省が作成した教材や「使える英語プロジェクト事業」で作成した	9・24	「Hi, friends!」・「We Can!」・「Let's Try!」(平成30年2月)等の文部科学省が作成した教材や「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」(平成30年2月)・「使える英語プロジェクト事業」で作成した
9・29	積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成	9・31	主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成
9・40	英語の4技能をバランスよく指導するとともに、「英語による英語の授業」を行うこと。小学校では外国語活動の教科化を見据え、指導時間数を増加し、綴り字と音との関連に関する指導方法(フォニックス等)の研究等を進めること。	9・41	英語の4技能をバランスよく指導するとともに、実際のコミュニケーションの場面において活用できる技能を身につけられるよう指導を行うこと。その際は、「英語による英語の授業」を基本とするよう指導すること。小学校では音声で慣れ親しんだ表現などを「読むこと」「書くこと」につなげる指導を行うこと。
10・16	誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、児童・生徒を被害者にも加害者にもさせない取組を行うこと。	10・19	ネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪府子どもを守るセイバーネットネットワーク」と連携対応すること。
10・20	総合的な学習の時間においては、各教科、道徳及び特別活動との役割分担を明らかにし、生きる力の育成になるよう、全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。	10・24	総合的な学習の時間においては、探究的な学習を重視するとともに各教科、道徳及び特別活動との役割分担を明らかにし、生きる力の育成に向け、教科等横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。
10・26	他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。	10・31	言語活動を重視し、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

10・29	<p>一人一人の進路を保障し、望ましい職業観、勤労観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開すること。</p>	10・34	<p>幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ、一人一人の進路を保障し、望ましい職業観、勤労観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開すること。</p>
10・38	<p>児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組を推進すること。</p>	11・1	<p>各中学校区の全体指導計画の検証・改善を行うとともに、児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組を推進すること。</p>
12・23	<p>「特別の教科 道徳」の全面実施に向け、道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さや物事の善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するたため、計画的・発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めるとともに、「道徳の時間」の指導時間を確保し、道徳の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画・別課を全教職員による共通理解のもとで作成すること。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長が道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、全教職員が参画する体制を進めるとともに、「道徳の時間」の指導時間を確保し、道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画・別課を全教職員が参画する体制を具現化し、多様な指導方法について取組を進めること。資料の活用にあたっては、「私たちの道徳」（平成26年4月）・「夢や志をほぐむ教育」（平成22年3月、平成23年3月）・「大切なおこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～（平成27年3月、26年3月）等を学校の教育活動全体を通じて積極的に活用するとともに、「私たちの道徳」については、家庭での生活や学校と家庭との連携、地域での活動等に際しても活用を図ること。さらに、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験などの活動を進めるとともに、「道徳科」・「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進すること。資料の活用にあたっては、「特別の教科 道徳 道徳 実践事例集」（平成30年3月）や「大切なおこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～（平成27年3月、26年3月）等を学校の教育活動全体を通じて積極的に活用すること。取組に当たっては、児童・生徒が道徳的価値観を自分事とし、多面的・多角的</p>	12・24	<p>道徳教育については、「道徳科」・「道徳の時間」を要として、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さや物事の善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するたため、計画的・発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めるとともに、「道徳の時間」の指導時間を確保し、道徳の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画・別課を全教職員による共通理解のもとで作成すること。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長が道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、全教職員が参画する体制を進めるとともに、「道徳の時間」の指導時間を確保し、道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画・別課を全教職員が参画する体制を具現化し、多様な指導方法について取組を進めること。児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験などの活動を進めるとともに、「道徳科」・「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進すること。資料の活用にあたっては、「特別の教科 道徳 道徳 実践事例集」（平成30年3月）や「大切なおこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～（平成27年3月、26年3月）等を学校の教育活動全体を通じて積極的に活用すること。取組に当たっては、児童・生徒が道徳的価値観を自分事とし、多面的・多角的</p>

	進すること。取組にあたっては、他者との対話の中で、多様な価値観に触れながら、自ら考え、より良い方向を目指す、資質・能力を育むよう指導すること。その上で、「人としてよく生きる価値」についての考えを深められるよう指導を行うこと。		に考えたり議論したりすることにより、多様な価値観に触れながら、自己や人間としての生き方について考え、より良い方向を目指す、資質・能力を育むよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育成すること。評価に当たっては、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすように努めるとともに、小学校においては、児童の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。
13・8	「教職員人権研修ハンドブック」(平成26年3月改訂)等を活用し、研修に努めること。	13・13	「教職員人権研修ハンドブック」(平成30年3月改訂)「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」(平成29年11月)等を活用し、研修に努めること。
13・14	男女平等・障害者、同和問題、在日外国人等の様々な人権問題の解決にむけ、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」(平成11年3月)、「人権教育教材集・資料」(平成28年11月)等の関係資料を活用	13・20	男女平等、障害者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ等の様々な人権問題の解決に向け、「人権教育実践事例集」(平成29年11月)、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」(平成11年3月)、「人権教育教材集・資料」(平成28年11月)等の関係資料を活用
13・21	全ての児童生徒に対し、社会的資質や行動力を高める指導を行うこと。	13・29	全ての児童生徒に対し、日常的な働きかけの中で、社会的資質や行動力を高める指導を行うこと。
13・26	必要な対応を図るとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制の充実に努めること。	13・34	必要な対応を図るとともに、情報共有や方針の決定など、全教職員が一致協力した生徒指導体制もとの、組織的な対応に努めること。
14・21	気になる子どもに対しては家庭訪問を積極的に行うなどして、日頃から早期発見・早期対応に努めること。	14・29	気になる子どもに対しては、児童生徒支援人材や家庭教育サポーターと連携し、家庭訪問を積極的に行うなどして、日頃から早期発見・早期対応に努めること。
14・25	家庭児童相談室や子ども家庭センター等に速やかに通告し、継続的に支援すること。	14・34	中央子ども家庭センターやこどもを守る課に速やかに通告するとともに、警察等関係諸機関とも連携し、継続的に支援すること。

14・42	「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成20年3月改訂)	15・10	「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成29年5月改訂)
15・32	発達障害等も含めた障害のある児童・生徒への教育的対応については、全教職員の共通理解を深め	15・44	障害の有無に関わらず、支援教育の視点を全ての教職員に浸透するよう取組を進めるとともに、障害の特性を踏まえた適切な指導・支援が行われるよう共通理解を深め
15・41	適切な情報を提供し	16・8	早い時期から適切な情報を提供し
16・9	いじめ・不登校の解消 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)や「いじめの防止のための基本的な方針」(平成25年10月)等	16・22	いじめへの対応 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)や「いじめの防止のための基本的な方針」(平成29年3月改定)等
16・23	「いじめ対応プログラム」(平成19年6月・8月)、「いじめ対応プログラム実践事例集」(平成20年7月)、「いじめ対応プログラム指導案集」(平成23年)、「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラムの補助資料)」(平成24年12月)、「5つのレベルに忠じた問題行動への対応チャート」(平成25年8月)等を活用した取組を一層推進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働して未然防止と解決に努めること。	16・31	「いじめ対応プログラム実践事例集」(平成20年7月)、「いじめ対応プログラム指導案集」(平成23年)、「5つのレベルに忠じた問題行動への対応チャート」(平成25年8月)等を活用した取組を一層推進するとともに、「小学校におけるチーム支援SSW活用事例」(平成30年3月)を活用し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働して未然防止と解決に努めること。
	※新規	16・45	その際には、加害児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした指導に努めるとともに、被害児童・生徒の心理的ケアに努めるよう指導すること。また、全ての児童・生徒自らがいじめを乗り越える力を引き出すことや、いじめを起ささない集団づくりに努めること。いじめの解消については、相当の期間においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守ることが重要であるとともに、解消後においても再発防止に努めること。

16・44	不登校については、家庭及び関係諸機関との連携をはじめ、小・中学校間の連携等を密にすること。	17・17	不登校への対応 不登校については、「不登校児童生徒への支援実践事例集」(平成29年8月)を活用し、家庭及び関係諸機関との連携をはじめ、小・中学校間の連携等を密にすること。
18・43	望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成すること。	19・12	望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などを育成すること。
20・21	安全・安心な活動拠点(居場所)を設け	20・21	全ての児童にとって、安全・安心な活動拠点(居場所)を設け
20・26	幼稚園が幼児の人格形成の基礎を培う重要な場としてふさわしいものとなるよう保育環境及び教育内容を創意工夫し、地域・保護者と共に歩む魅力ある幼稚園づくりに努めること。	20・27	幼稚園が幼児の人格形成の基礎を培う重要な場としてふさわしいものとなるよう保育環境及び教育内容を創意工夫し、地域・保護者と共に歩む魅力ある幼稚園づくりに努めること。また、地域の人材を活用して、家庭や地域社会における幼児教育の在り方などを踏まえた教育活動を行うこと。
20・29	教育課程の編成にあたっては、幼児一人一人の発達や特性を踏まえ、遊びや集団活動を通して、社会性・道徳性等、「心の教育」の基礎を培う活動の充実に努めるとともに、絵本をはじめ教材教具の有機的な活用を図るなど指導方法の工夫・改善に努めること。また、地域の人材を活用して、家庭や地域社会における幼児教育のあり方などをふまえた教育活動を行うこと。	20・32	教育課程の編成に当たっては、幼児一人一人の発達や特性を踏まえ、遊びや集団活動を通して、社会性・道徳性等、「心の教育」の基礎を培う活動の充実に努めるとともに、絵本をはじめ教材教具の有機的な活用を図るなど指導方法の工夫・改善に努めること。また、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、取り組むこと。
21・30	多様な場で保護者の親学習の実施を図るとともに、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に努めること。	21・30	多様な場で保護者の親学習の実施を図り、保護者の持っている力を高めるとともに、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に努めること。

議案第9号

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、寝屋川市スポーツ推進委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市スポーツ推進委員が平成30年3月31日で任期満了のため。

## 平成30・31年度寝屋川市スポーツ推進委員被委嘱者名簿

No.	氏名	主な資格	備考
1	葛城 裕也	教員免許（保健体育）（陸上・スキー）	再任
2	滝本 寛信	教員免許（保健体育）（バスケットボール）	再任
3	武田 和恵	C級スポーツ指導員（バレーボール）	再任
4	井尻 剛	寝屋川市スポーツインストラクター・府コーディネーター（剣道）	再任
5	金谷 満	寝屋川市スポーツインストラクター（ラグビー・バスケ）	再任
6	豊川 茂	寝屋川市スポーツインストラクター・理学療法士（テニス）	再任
7	大東 貢生	大学教員・寝屋川市スポーツインストラクター（ラグビー）	再任
8	菅原 智彦	上級身体障害者スポーツ指導員（障害者スポーツ）	再任
9	廣瀬 訓子	寝屋川市スポーツインストラクター（バドミントン）	再任
10	清水 真弓	教員免許・健康運動指導士（バスケットボール）	再任
11	太田 暁美	大学教員・健康運動指導士（バドミントン）	再任
12	重久 千晶	寝屋川市スポーツインストラクター（幼児体育）	再任
13	西原 裕子	寝屋川市スポーツインストラクター（カローリング）	再任
14	上田 裕之	公認スポーツリーダー（スキー）	再任
15	立花 ゆう子	寝屋川市スポーツインストラクター（幼児体育・水泳）	再任
16	荒井 義高	教員免許（小学校）（陸上競技）	再任
17	上村 由美子	ジュニアスポーツインストラクター（ヨガ・ピラティス）	再任
18	田淵 典一	寝屋川市スポーツインストラクター・サッカーC級コーチ（サッカー）	再任
19	宮前 佳子	寝屋川市スポーツインストラクター・スポーツ少年団指導員（バレーボール）	再任
20	橋爪 明子	寝屋川市スポーツインストラクター（体操・ウォーキング）	再任
21	濱 かづ葉	寝屋川市スポーツインストラクター（ヨガ・ピラティス）	再任
22	高橋 真人	教員免許（小学校）・スタートコーチ（ラグビー）	再任
23	青木 貴	寝屋川市スポーツインストラクター	再任
24	大久保 こづえ	健康管理士・整体師・骨盤呼吸体操指導士・寝屋川市スポーツインストラクター	再任
25	奥田 綾子	寝屋川市スポーツインストラクター	再任
26	東谷 こころ	寝屋川市スポーツインストラクター	再任
27	黒松 与子	コンディショニングトレーナー・健康運動指導士（陸上競技）	再任
28	土橋 司	寝屋川市スポーツインストラクター（野球）	再任
29	青木 裕子	寝屋川市スポーツインストラクター	新任
30	井上 和也	寝屋川市スポーツインストラクター・ジュニアスポーツ指導員	新任
31	遠藤 美鶴	寝屋川市スポーツインストラクター	新任
32	小西 由里子	寝屋川市スポーツインストラクター	新任
33	外山 栄子	寝屋川市スポーツインストラクター・ジュニアスポーツ指導員	新任
34	服部 直樹	寝屋川市スポーツインストラクター	新任
35	箭木 剛之	寝屋川市スポーツインストラクター	新任



議案第10号

寝屋川市青少年指導員の推薦について

各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議より推薦があり市長に内申するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市青少年指導員の任期が平成30年3月31日で満了となるため。

平成30・31年度 寝屋川市青少年指導員名簿

平成30年4月1日現在

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
一中	東	いづみ えつ 泉 江津	H12. 4～	18年
〃	中央	おおにし せいいち 大西 性一	H12. 4～	18年
〃	中央	おかだ ひでき 岡田 英樹	H20. 4～	10年
〃	中央	おかもと きよこ 岡本 清子	H18. 4～	12年
〃	東	こうろ てつお 紅露 哲生	H18. 4～	12年
〃	中央	こじま かつゆき 小島 勝幸	H17. 4～	13年
〃	東	とみやす けいこ 富安 けい子	H18. 4～	12年
〃	東	ひぐち なおこ 樋口 尚子	H28. 4～	2年
〃	中央	みぞぐち まこと 溝口 真	H30. 4～	新任
〃	東	やまぐち まきのり 山口 正則	H16. 4～	12年
二中	池田	いしだ やすみち 石田 保通	H24. 4～	6年
〃	池田	うだ けい子 宇田 桂子	H26. 4～	4年
〃	桜	しばた ひろお 柴田 潤夫	H24. 4～	6年
〃	池田	たかはし みえこ 高橋 美恵子	H30. 4～	新任
〃	池田	たけもと さち子 竹元 佐知子	H16. 4～	14年
〃	桜	たむら みちひこ 田村 道彦	H26. 4～	4年
〃	池田	なめがた ひろあき 行方 弘萌	H18. 4～	12年
〃	桜	なりあい みゆき 成合 美由紀	H24. 4～	6年
〃	池田	まつお くじ子 松尾 久仁子	H22. 4～	8年
〃	桜	もとむら じろ 本村 雅裕	H20. 4～	10年

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
三中	田井	乾 榮嗣	H10. 4～	20年
〃	田井	岡田 健志	H20. 4～	10年
〃	田井	川名 良子	H10. 4～	20年
〃	田井	相馬 妙子	H30. 4～	新任
〃	北	髙松 ゆかり	H30. 4～	新任
〃	北	谷口 美樹	H28. 4～	2年
〃	北	筈司 清	H13. 5～	16年11ヶ月
〃	田井	福本 京子	H4. 4～	26年
〃	北	藤原 祐康	H22. 4～	8年
〃	北	森岡 重則	H28. 4～	2年
四中	梅が丘	系数 たみ子	H16. 4～	14年
〃	梅が丘	桑 睦弥	H28. 4～	2年
〃	明和	後東 正悟	H14. 4～	16年
〃	明和	小林 伸行	H30. 4～	新任
〃	明和	白井 一行	H22. 4～	8年
〃	明和	田中 和美	H22. 4～	8年
〃	明和	田中 さつき	H22. 4～	8年
〃	明和	田伏 昌子	H24. 4～	6年
〃	梅が丘	富永 和泉	H26. 4～	4年
〃	梅が丘	永廣 俊治	H28. 4～	2年

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
五 中	神田	川上 浩 かわかみ ひろし	H30. 4～	新任
〃	和光	児玉 拓己 こども たくみ	H28. 4～	2年
〃	和光	是澤 雅美 これさわ まさみ	H26. 4～	4年
〃	神田	佐々岡 健三 ささおか けんぞう	H28. 4～	2年
〃	和光	佐藤 直紀 さとう なおき	H26. 4～	4年
〃	神田	出橋 愼仁 でしはし ちんじん	S63. 4～	30年
〃	和光	中野 智子 なかの ともこ	H28. 4～	2年
〃	神田	福原 恵子 ふくはら けいこ	H28. 4～	2年
〃	神田	村上 純子 むらかみ じゆんこ	H22. 4～	8年
〃	神田	柳瀬 寿美子 やなせ すみこ	H14. 4～	16年
六 中	第五	浦部 奈緒美 うらべ なおみ	H20. 4～	10年
〃	第五	岡田 光司 おかだ こうじ	H12. 4～	18年
〃	第五	黒田 靖彦 くろだ やすひこ	H12. 4～	18年
〃	国松緑丘	近藤 利則 こんどう としのり	H30. 4～	新任
〃	国松緑丘	坂口 鈴子 さかぐち すずこ	H26. 4～	4年
〃	国松緑丘	坂野 康子 さかの やすこ	H18. 4～	12年
〃	第五	難波 佳津子 なんば かつこ	H14. 4～	16年
〃	国松緑丘	町田 恒一 まちだ こういち	H28. 4～	2年
〃	第五	眞鍋 康子 まなべ やすこ	H20. 4～	10年
〃	第五	向井 弘 むかい ひろむ	H10. 4～	20年

校 区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
七 中	堀溝	熊倉 峰子	H30. 4～	新任
〃	南	権永 英明	H26. 4～	4年
〃	堀溝	島田 初美	H20. 4～	10年
〃	堀溝	西村 大道	H24. 4～	6年
〃	南	東 義明	H18. 4～	12年
〃	堀溝	増田 達哉	H14. 4～	16年
〃	南	明仁 由子	H13. 5～	16年11ヶ月
〃	堀溝	向井 優子	H22. 4～	8年
〃	南	村上 百合子	H30. 4～	新任
〃	南	山下 弘子	H22. 4～	8年
八 中	点野	伊尾 好美	H20. 4～	8年
〃	西	岩川 萌洋	H30. 4～	新任
〃	西	皆藤 誠一郎	H20. 4～	10年
〃	西	木澤 有佳	H24. 4～	6年
〃	点野	北川 貞司	S60. 4～S62. 3 H16. 4～	16年
〃	西	栄山 恵子	H26. 4～	4年
〃	西	橋本 敦子	H26. 4～	4年
〃	点野	東田 吉裕	H24. 4～	6年
〃	西	深川 慶子	H24. 4～	6年
〃				

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
九 中	成美	あべ かをり 安部 かをり	H12. 4～	18年
〃	成美	おおしま まさかず 大島 正和	H14. 4～	16年
〃	成美	おがわ かずよ 小川 和世	H30. 4～	新任
〃	啓明	さかた けいこ 坂本 玲子	H20. 4～	10年
〃	啓明	せきいづみ ちはる 関岡 千春	H22. 4～	8年
〃	啓明	はまた たけし 濱田 毅	H28. 4～	2年
〃	啓明	みやげ せつ 三宅 摂	H14. 4～	16年
〃	啓明	やすおか りんこ 安岡 理恵子	H16. 4～	14年
〃	啓明	やまだ せい博 山田 征博	H24. 4～	6年
〃	成美	よしだ いちろう 吉田 一郎	H18. 4～	12年
十 中	三井	おの けいこ 小野 玲子	H24. 4～	6年
〃	宇谷	かわぐち まさよし 川口 正義	H30. 4～	新任
〃	三井	きょうかわ ひさこ 京川 壽子	H14. 4～	16年
〃	三井	きはら せなえ 笹原 卓苗	H12. 4～	18年
〃	三井	たかた じゅんこ 高田 順子	H24. 4～	6年
〃	宇谷	つじもと よしひで 辻本 嘉秀	H4. 4～	26年
〃	宇谷	どい じげのり 土井 重典	H30. 4～	新任
〃	三井	ながい てる 長岡 亨	H10. 4～	20年
〃	宇谷	にしお まさお 西尾 正夫	H28. 4～	2年
〃	三井	あざはら けい子 阿部 恭子	H20. 4～	10年

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
友呂岐中	石津	おおしま たいこ 大島 恭子	H28. 4～	2年
〃	木屋	おむら たいこ 尾澤 妙子	H25. 4～	5年
〃	木屋	かめいし ひろみ 亀石 広美	H20. 4～	10年
〃	石津	かいつ せむ 財津 修	H20. 4～	10年
〃	石津	なかむら しげし 中村 修志	H28. 4～	2年
〃	木屋	にしじま ひさえ 西嶋 久恵	H26. 4～	4年
〃	木屋	にしじま かな 西嶋 香奈	H24. 4～	6年
〃	石津	ひろせ ゆきみ 弘瀬 幸美	H30. 4～	新任
〃	木屋	いほり こうじ 堀 浩司	H30. 4～	新任
〃	木屋	まつもと ひとし 松本 人志	H30. 4～	新任
中木田中	木田	いのうえ きたみ 井上 里美	H14. 4～	16年
〃	楠根	うらたに やすこ 鵜丹谷 佳恵	H28. 4～	2年
〃	楠根	おぼた ようこ 小畑 容子	H28. 4～	2年
〃	木田	たかくら ひさみ 高倉 久美	H12. 4～	18年
〃	木田	なかむら てつや 中尾 哲也	H24. 4～	6年
〃	木田	なかむら みちこ 中村 美知子	H14. 4～	16年
〃	楠根	みずがみ のぶこ 水上 伸子	H15. 5～	14年11ヶ月
〃	木田	もり いひと 森 郁人	H26. 4～	4年
〃	木田	やまじ まゆみ 山路 真弓	H26. 4～	4年
〃	楠根	やまだ きさこ 山田 幸子	H24. 4～	6年